



神津島での 滞在ルール について

神津島は、島全体が

富士箱根伊豆の「国立公園」です。

美しい神津島の自然を大切にしましょう

役場 産業観光課 tel 04992-8-0011
神津島観光協会 tel 04992-8-0321

お帰りの際の船について

神津島には、前浜港と多幸湾の2カ所の出帆港があります。お帰りの朝には、出帆港と時間をお泊りの宿に確認して、乗り遅れのないように、ご注意ください。



【令和6年度 観光受入対策会議 決定事項】

◎ 公共施設利用と環境保護関係

- (1) 指定キャンプ場（多幸湾ファミリーキャンプ場・ジョイキャンプだいじんこ）以外のすべての区域でキャンプ及び野宿は禁止されています。
- (2) 宿泊施設のご予約がない方は、当日、宿の手配が困難なため、日帰りにてお戻りいただくこととなります。（日帰りを除く）
- (3) 海岸・天上山等については、直火（地面での焚き火）は禁止となっております。（コンロも不可）
- (4) 神津島では、環境問題を考えゴミの分別を強化しております。皆様方がお出しになったゴミは、宿にお持ち帰り、分別処分して下さいますよう、お願いします。
- (5) 島内に生息する動植物（昆虫を含む）は、神津島自然保護条例等により、持ち出し等が禁止されています。（罰金が科せられます。）

◎ 防犯及び事故防止関係

1. 火災防止等について

- (1) 神津島全域での焚き火は禁止とします。
- (2) 花火は、指定区域海岸で海に向かって行って下さい。なお午後10時以降は禁止とし、風の強い日は禁止とします。
- (3) 花火指定区域は、前浜海岸、沢尻海岸、多幸湾メイン（多幸湾棧橋の天上山側の砂浜※立入禁止区域不可）とし、ロケット花火は禁止とします。
- (4) 花火の後始末（ゴミ）は必ず、責任を持って持ち帰るようお願いします。
- (5) 歩きながらの喫煙や、ポイ捨ては火事の原因になりますので、絶対にしないで下さい。
- (6) 火を扱う際は、警察・消防団の指示に従って下さい。

2. 遊泳及びモリ使用について

- (1) お出かけの際は、行き先・お帰りの時間を宿へお知らせください。
- (2) 7月31日～8月31日まで、前浜・赤崎・多幸湾丸島・沢尻の海水浴場では、9時～16時まで、ライフガードが配備されています。
- (3) 海水浴場の指定がない海岸（返浜・千両池・多幸湾メイン）では、危険ですので、遊泳しないでください。
- (4) ライフガード不在の海水浴場で遊泳をされる際には、十分注意して下さい。また、夜間の遊泳や手鉾は大変危険なため、お止めください。
 - ・神津島は、岸からすぐに水深が深くなる地形や、海岸から沖へと流れる離岸流があり危険ですのでご注意ください。
 - ・飲酒直後の遊泳は、絶対におやめください。気温と水温の差が大きく、体に負担がかかるため大変危険です。
 - ・赤崎での「飛び込み」は、潮の干満により海底に体がつく可能性もありますので、十分に気を付けてください。
 - ・前浜港～沢尻湾にかけては、禁漁区域となり、遊泳や釣りなど立ち入りも禁止されています。（懲役、罰金が科せられます）
 - ・イセエビ、アワビ、とこぶし、サザエ等は全地域で禁漁です。（懲役、罰金が科せられます）
 - ・神津島は、黒潮の恵みを受けておりますので、潮の流れがとても速く、一度沖に出ると岸に帰ってくる事が出来なくなることがあります。「海は危険」ということを必ず思いながら、自らを過信しないようお願いいたします。

3. 釣り場での事故防止について

- (1) 釣りをする方は、マナーを守り、ライフジャケット、スパイクシューズを着用の上、安全な場所で行って下さい。
- (2) 港湾及び海岸において、関係者以外立入り禁止の表示がなされている場所への立入りはしないで下さい。
- (3) 昼夜、釣りを理由に宿を取らないことは、野宿となり、条例で禁止されています。（罰則あり）

4. 天上山登山について

- (1) お出かけの際は、登山に適した服装で、行き先・お帰りの時間を宿へお知らせください。
- (2) 天上山登山口に設置の入山届に記入をお願いします。
- (3) 危険なため、夜間の登山はしないでください。

5. 星空観賞について

行き先・お帰りの時間を宿へお知らせください。宿の方が心配しますので、宿の門限をお守り頂きますようお願いいたします。

6. 他人に迷惑を及ぼす行為の禁止について

- (1) 住民に迷惑のかかる騒音発生等の行為の自粛をお願いします。また、村内、前浜海岸等で酒宴はご遠慮下さい。特に、夜、よたね広場においては、星空観察を目的に来ている方の迷惑になりますので、飲酒、迷惑のかかる騒音、花火をしないでください。

◎ 交通関係

- (1) 村内道路は、狭い上、一方通行路が多いことから運転や歩行される場合には、交通事故防止、安全運転等に努めて下さい。
- (2) レンタバイク・レンタサイクル等につきましては、ヘルメット着用をお願いします。
- (3) 改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。
- (4) レンタカー・レンタバイクを運転する際は、必ず、シートベルト・ヘルメットの着用をお願いします。
- (5) 車両の鍵は、所有者が確実に管理して下さい。（所有者、借り主が責任を問われることがあります。）